

社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会
地域ふれあいサロン活動支援事業要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地域住民が主体となり活動する地域ふれあいサロン（以下、サロンという。）に対し、岩見沢市社会福祉協議会（以下、本会という。）が活動支援を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱におけるサロンは、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や障がい者、子育て中の親子等の地域住民が孤立しないよう、サロン活動を通してつながりを深め、安全で安心な地域づくりを進めるための地域交流の場とする
- (2) 活動内容は、軽体操、おしゃべり、ゲーム、踊り、歌及び学習会等、誰もが参加できる地域交流活動とする。なお、老人クラブ等の既存事業や特定の活動に限定されたサークル・クラブ活動は除く

(本会の支援内容)

第3条 サロンに対する本会の支援内容は次のとおりとする。

- (1) 登録
この要綱に定められた要件を満たすサロンを本会の登録サロンとして認め、運営を支援する
- (2) 助成
サロンの新規立ち上げに必要な費用及び当面の運営費の確保のため、サロンからの申請に基づき期間を定め助成金の交付を行う
- (3) 交流・研修
活動をよりよいものにするため、サロンを運営するものに対し、活動を継続するうえで参考となる交流・研修会の開催
- (4) 相談・情報提供
運営やプログラムづくり、財源等に関する相談や情報提供
- (5) 活動の普及
サロン活動の周知及びサロン活動を始めたいと思っている方、サロンに関心を持っている方を対象とした研修会の開催、広報活動による啓発

(登 録)

第4条 次の各号に定める条件を満たすサロンは、本会に登録することができる。
なお、登録の対象は、町会・自治会単位とする。ただし、複数町会・自治会が合

同で実施する場合も対象とする。

- (1) 構成人員が 15 人以上で、高齢者、障がい者及び子育て中の親子等が交流できること

ただし、世帯数が 50 世帯程度に満たない町会・自治会地区の場合は、構成人員を満たすことができなくても、サロンとしての効果が認められる場合は、登録を認めるものとする

- (2) 本条第 1 号に定める構成人員に欠員が生じ、構成人員が 15 人以下となった場合は、10 人を下回らなければ、欠員の生じた年度内の登録は認めるものとする。

ただし、本条第 1 号のただし書きにより認められたサロンは、当初の 3 分の 2 を下回らない人数までとする。

- (3) 本会との円滑な連携・協働を図るためサロンに代表者 1 人を置くこと
- (4) サロンの開催は原則月 1 回以上であること(1 回の利用者は 10 人程度とする)
ただし、1 年間通して活動が困難であり、参加が容易な農閑期等を利用して 4 か月以上継続開催するサロンも登録対象とする

- (5) 政治的、宗教的活動を目的としないこと

- (6) 営利を目的としないこと

- (7) 他の団体に登録しておらず、会費等の自己財源による運営を行うことのできるサロンであること

ただし、町会・自治会からの補助金や、登録を伴わない期間の定められた民間財団等の助成金については自己財源の範疇とする

- (8) 本会に登録せず、既に活動していたサロンにおいても、この要綱を満たすサロンであれば登録することができる

(登録申請)

第 5 条 活動に係る登録を受けようとするものは、下記の手続きを経るものとする。

- (1) 登録を受けようとするものは登録申請書類（様式第 1・2 号）を本会会長に提出する

ただし、様式第 2 号については、必要事項を満たす任意様式でも可能とする

- (2) 登録内容に変更があった場合は、速やかに変更内容を修正した書類を本会会長に提出する

(助成金)

第 6 条 助成金は、サロンの立ち上げに係る費用及び当面の運営資金とする。

2 助成金の対象経費は、会場費・材料費・消耗品費・講師謝礼等とする。

3 助成期間は、年度を単位として 3 年とする。

- 4 助成額は、申請の月から起算して、年度末までの月数に、次の各号に該当する月額を乗じて得た額とする。なお、活動しない月数は除外するものとする。
 - (1) 1年目 月額 4,000 円
 - (2) 2年目 月額 3,000 円
 - (3) 3年目 月額 2,000 円
- 5 助成期間を終了したサロンに対しては、予算の範囲内で助成をすることができる。
- 6 助成金は概算払で支払うものとする。
- 7 サロン活動を行っていた団体で、助成金を受けていないサロンについては、助成金を受けていなかった活動期間も含めた年数で算定するものとする。
- 8 助成対象期間の間に活動を休止していたサロンが、活動を再開して助成金を受けようとする場合は、休止していた期間も含めて年数を算定する。
- 9 助成対象期間の間に欠員が生じ、構成人員が 15 人以下となった場合は、10 人を下回らなければ、欠員の生じた年度内の助成金交付は認めるものとする。

ただし、第 4 条第 1 号のただし書きにより認められたサロンは、当初の 3 分の 2 を下回らない人数までとする。

なお、本項に定める人数を下回った場合は、下回った月の前月までの助成を認めるものとする。
- 10 サロンが解散した町会等で新たにサロンを開始するときは、解散した年度を含め 2 年以上経過しなければ助成を受けることができない。

(助成金の申請)

- 第 7 条 助成を受けようとするサロンは、助成申請書類(様式第 3～5 号)を、助成金の交付を希望する月の 10 日までに、助成申請年度ごとに本会に提出しなければならない。
- ただし、様式第 4 号については、必要事項を満たす任意様式でも可能とする。

(助成金交付)

- 第 8 条 本会会長は、前条により申請があった場合において、助成を受ける資格があると認めるときは助成額を交付する。
- 2 助成金の交付にあたって、会長は助成金交付通知書(様式第 6 号)で通知する。
 - 3 助成年度が終了したときは、サロン代表者は 2 か月以内に報告決算書類(様式第 7・8 号)を会長に提出しなければならない。
- ただし、様式第 8 号については、必要事項を満たす任意様式でも可能とする。

(助成金の確定・返還)

- 第 9 条 サロンから報告決算書類の提出後、本会会長は助成金確定・返還請求通知

書(様式第9号)で終了年度の助成金の確定通知及び返還請求をするものとする。

2 本会会長は、偽りその他不正な行為により助成を受けたときは、助成金の一部又は全額を返還させることができる。

ただし、やむをえないと本会が認める状況において、当初予定していた活動月のサロンを中止した場合は、この限りではない。

(登録の解除)

第10条 サロンの代表者は、サロンの登録を解除、休止または再開する場合には、登録解除・休止・再開届(様式第10号)を本会会長に提出するものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

地域ふれあいサロン助成要綱(平成20年4月1日制定)は、廃止する。

- ・令和元年度分の助成金交付を受けたサロンについては、地域ふれあいサロン助成要綱(平成20年4月1日制定)様式による決算報告書を提出するものとする。